



第4章 実現化の方策

1 実現化方策の基本的な考え方

都市計画マスタープランは、都市の将来像を描き都市計画の指針として、まちづくりの基本方針を定めたものです。その実現にあたっては、東御市総合計画ならびに東御都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を適切に反映させ、推進していきます。

これからのまちづくりには、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応しながら、ゆとりや豊かさを実感できるような、魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

本都市計画マスタープランに沿って、まちづくりを計画的に実現していくためには、都市計画マスタープランの計画的な運用が不可欠であり、市役所内部の関係部署相互の連携体制を確立するとともに、地域の実情を踏まえた見直し作業を行います。

また、計画的な事業推進にあたっては、まちづくりの主体である市民の理解と協力が重要です。そのため、全ての市民や行政が共にまちづくりを行っていくうえでの基本的な考え方を示した「市民協働のまちづくり指針*」により、市民と企業と行政が協働してまちづくりを推進する仕組みづくりが必要です。

そこで、まちづくりの基本方針を定めた都市計画マスタープランを実現する方策として、以下のことを実施していきます。

なお、地域別構想については、実現化の方策において示された方針や施策、事業等をそれぞれの地域整備の方針に基づいて展開していくとともに、地域住民の主体的な発想や取組みにより、地域整備の基本方向の実現を図ります。

都市計画マスタープランの運用と活用

- (1) 市役所各関係部署との都市計画マスタープランの共有化
- (2) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

まちづくりの推進

- (1) 都市計画の決定・変更
- (2) 事業の優先順位の検討
- (3) 財政運営の効率化

市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制

- (1) 市民参加によるまちづくりの推進
- (2) 企業の協力・参加によるまちづくりの推進
- (3) 市役所内部組織の充実

*市民協働のまちづくり指針：市民と行政が対等のパートナーとして、共に考え、協力して地域の公共的課題の解決に向けて行動するために、協働の仕組みとルールを示す共通の案内書として、平成19年12月「市民協働のまちづくり指針」を策定

2 都市計画マスタープランの運用と活用

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標においた長期的な計画です。社会経済情勢の変化に応じて適切な計画の推進を行うためには、まちづくりの進捗状況などを踏まえ、市民の意見を反映しながら見直しと充実を図る必要があります。

そのため、都市計画マスタープランを計画的に運用していくため、管理体制の構築を検討していきます。

(1) 市役所各関係部署との都市計画マスタープランの共有化

都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを計画的に進めていくためには、市役所内部における横断的なまちづくりの推進体制を整えるほか、各関係部署でまちづくりに関する情報を共有するための仕組みを構築していきます。

(2) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

1) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、市民と企業と行政の協働による効果的なまちづくりを推進していくことから、随時市民への情報公開を行うとともに、市役所内部の各関係部署相互の連携を図りながらまちづくりの進捗状況を把握し、都市計画マスタープランの進行管理を行っていきます。

2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、計画が中長期にわたることから、その見直しについても社会経済の変化に応じて、地域の実情を踏まえながら市民参加のもとに柔軟に行っていきます。

また、都市計画マスタープランは、上位計画との整合が必要であることから、東御市総合計画及び国土利用計画（東御市計画）の見直しと合わせて、都市計画マスタープランの見直しを行います。



3 まちづくりの推進

都市計画マスタープランに示す方針に基づいて、個々の事業や施策を検討し、必要に応じて計画の熟度などを判断しながら適正な時期に都市計画の決定・変更を行っていきます。

森林、農地などの保全や管理、計画的な市街地整備や市街地における貴重な緑の保全や管理を進めていくために、まちづくりのルール化を検討していくとともに、緑化協定、住民協定、地区計画の導入、さらにはまちづくり条例の制定や関係条例等の見直しなどを検討し、良好な住環境、街並みの形成等に努める必要があります。

用途地域指定区域以外で、一定の開発が見込まれる区域においては、開発行為、建設行為が適正に行われるように規制・誘導します。

また、財政需要が増大する中で、都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを実践していくためには、計画的な財政運営が必要となります。

(1) 都市計画の決定・変更

1) 都市計画区域

都市計画区域は、「一体の都市として、総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域」です。

このため、計画的かつ適正な土地利用へ誘導、良好な自然環境の保全、地域の日常生活や観光、福祉の拠点となる市街地の形成を図るため、北御牧地域を都市計画区域に指定し、現行の東御都市計画区域と一体の都市として、総合的に整備・開発及び保全を図ります。

2) 地域地区（用途地域の見直し）

用途地域については、現在 684ha が指定されています。今後は、都市計画道路の整備や田中駅南口周辺整備事業等の都市基盤整備の進展状況を見極めながら、必要に応じて現在の指定されている用途地域の見直しを行います。



3) 地区計画制度等の活用

地域住民の合意による美しい街並みを形成していくために、住民協定及び地区計画制度等の積極的な活用を検討し、計画的なまちづくりを推進していきます。

集落地の周辺には美しい田園風景が広がっていることから、地域の特性を考慮しながら地区計画の導入を検討し、計画的な土地利用・建築物を誘導することにより、効果的なまちづくりを推進します。

また、都市計画区域に指定する北御牧地域については、自然環境や優良農地、居住環境等の適正な保全と調和を図るため、当面は用途地域の指定は行わず、幹線道路近傍等、無秩序な市街化や周辺地域と景観上の軋轢を生じる施設が立地するおそれがある区域については、関係機関と調整を図りながら、特定用途制限地域や地区計画、景観条例の適用を進めます。

4) 都市計画道路の見直し

都市計画道路は計画的なまちづくりを行うために、都市計画に位置付けられる道路ですが、現在の都市計画道路の整備率は低く、計画決定したまま事業が長期間未着手となっている都市計画道路があります。

近年の社会経済状況等の変化などにより、都市計画道路の役割や必要性に変化が生じつつある路線もあります。

このため、県の示す「都市計画道路見直し指針」に基づき、これからの都市計画との整合性や事業の検証及び各計画路線の事業効果の検証、並びに市全体の道路ネットワーク等を検証し、都市計画道路の「必要性」と「実現性」について定量的・定性的に評価を行い、それらを総合評価することにより「存続（変更・追加も含む）」、「廃止」の方向性を見定め、都市の将来像の実現に向けた都市計画道路の見直しを行います。

(2) 事業の優先順位の検討

計画的に事業を実施していくために、毎年策定・見直しが行われている実施計画の中で、事業の優先順位を検討していきます。

(3) 財政運営の効率化

投資効果を踏まえた財源配分や自主財源の確保、国・県及び民間資金の導入など、長期的な視野に立った財政運営に努めます。

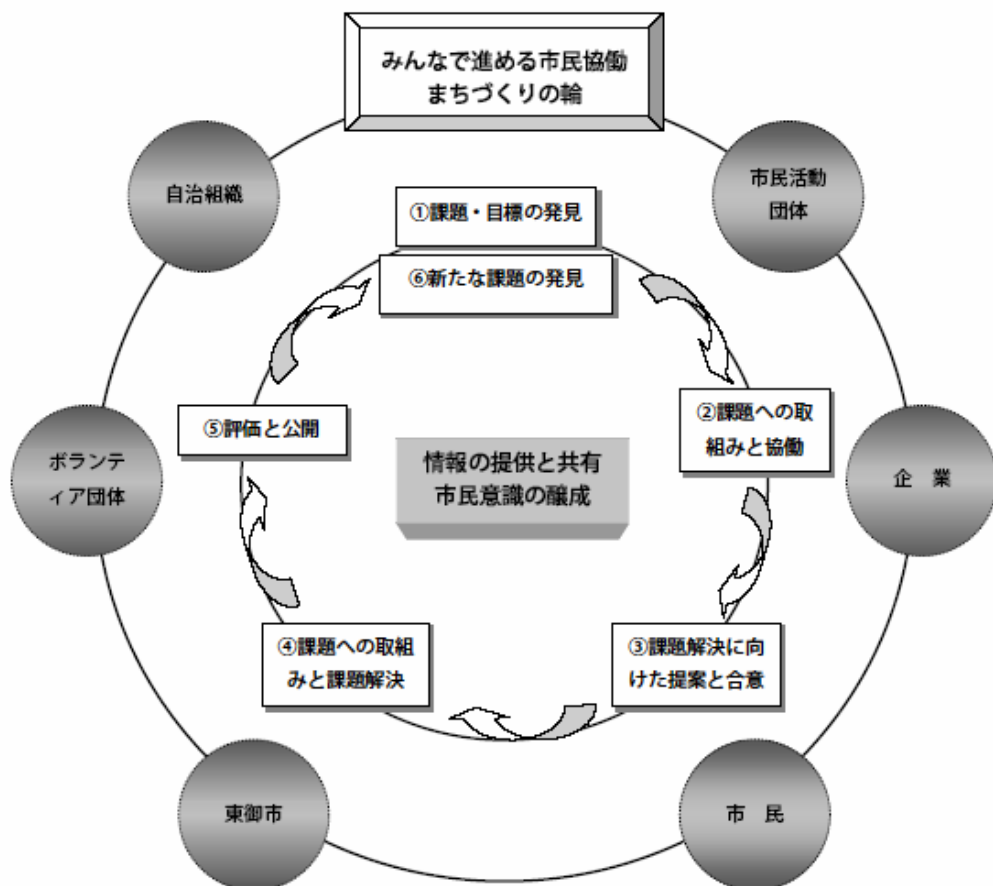
4 市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制

市民と企業と行政の協働によりまちづくりを進めていくためには、それぞれの役割と責任を明確にして行く必要があります。市民は一人ひとりが自主的にまちづくり活動に参加し、行政はそれを支援していきます。企業は、市民と行政の合意のもとに進めるまちづくり事業に協力をしていきます。

このように、市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制を構築し、都市計画マスタープランに基づいたまちづくり事業を計画的に進めます。

市民協働の手順：「市民協働のまちづくり指針」より

市民との協働を具体的に進めるためには、以下のような段階と手順により市民協働のまちづくりを効果的、発展的に進めていきます。





(1) 市民参加によるまちづくりの推進

1) 市民と行政との連携・協働体制の強化

市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりにあたって活用すべき地域資源の中心となる人的資源です。まちづくりを計画的に実現していくためには、市民の理解と協力が欠かせません。

そのため、まちづくりのあらゆる領域で、市民と行政が共に知恵を出し合い、汗を流し合うことができる、市民と行政の協働のための市民参加の仕組みを構築していくとともに、市民と行政との連携・協働体制の強化を図ります。

2) 市民の意識啓発と市民参加の推進

広報活動の充実や市ホームページ、市報とうみ、とうみケーブルテレビなどを活用して、市民にまちづくりに関する情報を公開するとともに、市民と行政が、お互いの情報を共有する機会や手段を充実させます。また、シンポジウムの開催や様々なまちづくり懇談会等の機会を設け、市民に対してまちづくりへの関心と参加意識の高揚を図ります。

3) まちづくり組織の育成

地域の中でまちづくりのリーダーとなる人材を育成するとともに、まちづくりに関する様々な活動を積極的に行っていく組織を支援し、市民参加によるまちづくりの実現を図ります。

(2) 企業の協力・参加によるまちづくり

1) まちづくり活動への協力要請

市民や行政が進めるまちづくりについて、企業が、地域のまちづくり活動を理解し、それぞれの企業のもつ特性を活かし、自らもまちづくりに参加して地域に根ざした活動を展開できるよう、支援・協力要請をしていきます。



(3) 市役所内部組織の充実

1) 市役所内部体制とまちづくり体制の強化

都市計画マスタープランはまちづくりに関する総合的な方針であり、道路、公園、住宅、景観など、個別分野の整備を一体的に進めていくための指針として位置付けられます。このことから、都市計画部門だけではなく、幅広い部門との連携をとりながら総合的かつ計画的に施策を展開していく必要があります。

そのため、市役所内部における体制を整えるとともに、各関係部署相互の連携を強化し、本計画の円滑な実現を図ります。

また、市民からのまちづくりに関する情報の収集、発信及び相談・助言を担う部署組織の設置など、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援する体制を整備します。

2) 広域的な調整と連携

公共事業の推進や土地利用の規制誘導などについて、広域的な対応をとる必要が高まっていることから、国、県、周辺市町村及び関係機関などの調整・連携を強化します。



5 まちづくりの計画的な事業推進

ここでは、東御市都市計画マスタープランの全体構想に示された分野別の整備方針について、土地利用、交通体系、水と緑、景観形成などそれぞれの分野ごとに、東御市総合計画の施策の事業計画や市民の要望なども加味した上で、効果的・効率的に計画を推進していくため、事業の整備目標について検討を行い、計画的に推進すべき施策について整理します。

短期：概ね5～10年 中長期：10～20年

事業等の種類	整備目標		具体的事業例
	短期	中長期	
土地利用の方針			
自然環境と調和した土地利用の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画、特定用途制限地域の活用の検討 ・森林法による保安林の指定 ・農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定（見直し） ・遊休荒廃地の有効活用
交通網と連動した適正な市街地の形成			<ul style="list-style-type: none"> ・田中駅南側用途地域見直しによる、商業、業務施設、工業施設等の誘導 ・西海野地区における交通結節点機能を活かした複合型土地利用の検討 ・（都）稲荷町線の改良と沿道市街地整備の検討
地域の特性に応じた土地利用の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・住民協定、建築協定、緑化協定の活用
適正な土地利用の規制・誘導			<ul style="list-style-type: none"> ・北御牧地域を都市計画区域に指定 ・田中駅南口周辺地域の用途地域の見直し ・地区計画の活用の検討 ・特定用途制限地域：浅間サンラインや千曲ビューラインを対象に検討
交通体系の整備方針			
広域ネットワークに対応した道路網の形成			<ul style="list-style-type: none"> ・国道18号バイパスの整備促進 ・上田地域30分交通圏の促進 ・上信自動車道の整備促進
都市活動を円滑に行える道路網の整備			<ul style="list-style-type: none"> ・県道東部望月線の整備促進 ・その他構想路線の実現化の検討 ・補助幹線道路：幹線市道の整備を推進
安全・快適で景観に配慮した道路整備			<ul style="list-style-type: none"> ・幅員4m以上を基本とした生活道路の整備 ・沿道景観の向上（街路樹・ポケットパークの設置等） ・主要通学路の歩道整備 ・歩道の狭い道路の改善

注：整備目標の短期・中長期ともに表示の事業については、短期に取り組み中長期に渡り継続して取り組む必要がある事業



短期：概ね5～10年 中長期：10～20年

事業等の種類	整備目標		具体的事業例
	短期	中長期	
公共交通の利便性の向上			<ul style="list-style-type: none"> ・田中駅自由通路及び駅南口整備 ・滋野駅前広場整備の検討 ・デマンド交通システムの充実 ・道の駅「雷電くるみの里」、道の駅みまきの環境整備
都市計画道路の見直し			<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路全体の見直し
水とみどりの整備方針			
自然環境の保全 (みどりをまもる)			<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地区・風致地区の指定の検討 ・「農地、水、環境保全向上対策事業」の活用による農地のもつ多面的機能の維持保全 ・主要河川の水域確保、水辺環境の保全 ・自然の生態系、身近な河川や里山、ため池の保全、稀少動植物の保護
水とみどりの環境づくりと緑地空間の創出 (みどりをそだてつなげる)			<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川、求女川、鹿曲川などの河川に親水公園、遊歩道等の整備 ・東御中央公園、芸術むら公園、菖蒲沢公園の機能の維持、充実 ・都市公園、身近な広場・緑地の維持と整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>街区公園：住区の人口規模等に応じ、各住区に適正に配置 近隣公園：適正な誘致圏（500m）を確保するように配置 地区公園：適正な誘致圏（1km）を確保するように配置</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・千曲川の水辺環境を活かした緑道整備
身近な緑を活用した緑地空間の創出 (みどりをすすめる)			<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、学校等、公共施設の緑化推進 ・交通施設沿線の緑地帯の整備 ・市民や民間企業などの協力による生け垣の設置、事業所敷地内の緑化を促進 ・商業地における緑地空間の整備 ・工場、大型店舗敷地内での緑化推進のため緑化協定の活用を検討
みどりの基本計画の見直し			<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基本計画の見直し
景観形成の整備方針			
市民と行政が協働する景観づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画、景観条例の検討 ・歴史的街並みの保全と活用 ・住民協定等による良好な住宅地景観の形成
まちの魅力を高める景観づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・広域農道沿道の看板規制 ・個性的な建物や歴史・文化的な建物を活用した景観づくり ・無電柱化、舗装の素材や色の検討
身近なみどりを活用した景観の創出			<ul style="list-style-type: none"> ・田園風景や社寺林等の保全・活用



短期：概ね5～10年 中長期：10～20年

事業等の種類	整備目標		具体的事業例
	短期	中長期	
都市施設の整備方針			
水質の保全と快適な生活環境づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部処理区：汚水の未整備区域の整備 ・ 北御牧処理区：処理場の機能高度化 ・ 雨水幹線の整備の推進 ・ 全戸水洗化の促進 ・ 下水汚泥の減量化及び資源化の推進
循環型まちづくりに対応した生活環境づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域ごみ処理施設の整備を推進 ・ リサイクル活動、ごみの減量化、資源化の推進
行政サービス・情報を提供する生活支援サービス			<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化、教育施設等の整備・充実 ・ コミュニティーセンター、公民館等の施設整備の推進 ・ 公共施設、集落表示、案内誘導のサインの統一
福祉のまちづくりの方針			
バリアフリー化の福祉環境づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅での福祉型住宅の整備推進 ・ ユニバーサルデザインによる施設の整備・充実 ・ 歩行者空間のバリアフリー化 ・ 案内標識、点字ブロック、ベンチの設置等による歩行者空間の整備
少子・高齢社会に対応したまちづくり			<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉の森」「ケアポートみまき」の連携体制の強化 ・ 福祉のまちづくりの推進体制強化 ・ 子育て支援センターや児童館の充実 ・ 保育園の計画的な改築
都市防災の方針			
災害に強いまちづくり			<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震化、不燃化の促進 ・ 防火・準防火地域指定の検討 ・ 治山・治水施設等の整備 ・ 河川改良事業、治水砂防事業の推進 ・ 避難路、緊急避難場所等の確保と適正な配置 ・ 公園等オープンスペースの確保 ・ 地域防災体制の整備と消防施設の充実 ・ 消防救急体制の強化 ・ 防災情報提供システムの構築 ・ 洪水等ハザードマップの作成・周知